

令和2年第3回東広島市議会定例会

# 提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和2年9月

## 議案第205号

### 事業契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

#### 1 変更の理由

令和元年11月15日議決第210号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の規定により、設計、施工等の対価の割賦払に係る手数料の額の算定に用いる金利が確定したことに伴い、当該対価の額を改定する必要が生じたため、事業契約金額を変更しようとするものである。

#### 2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	減少額
24億1,675万6,027円	24億1,634万5,157円	41万870円

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が	都道府県	千円 500,000
--------------------	------	---------------

建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000